

印西市市民公益活動団体登録名簿取扱要綱

平成 29 年 5 月 1 日
印西市市民活動支援センター指定管理者

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民公益活動団体における団体間の交流促進、市民参加への情報提供及び活動促進を図るため、団体登録に関し必要な事項を定める。

(登録団体)

第 2 条 印西市市民公益活動団体登録名簿(以下「名簿」という。)に登録できる団体は、代表者を含め 3 名以上の役員を有し、自主的で営利を目的としない、社会に貢献する活動をしている市民公益活動団体(以下「団体」という。)とする。ただし、選挙、政治、宗教、経済活動及び趣味を目的に活動する団体は除く。

(名簿登録)

第 3 条 名簿に登録しようとする団体は、印西市市民公益活動団体登録名簿登録申請書(別記第 1 号様式)に、次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて印西市市民活動支援センター指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の活動内容が分かるもの
- (3) 団体の財政状況が分かるもの
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めたもの

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合は、第 1 項の登録を認めないものとする。

- (1) 宗教を主たる目的としている。
- (2) 政治上の主義を主たる目的としている。
- (3) 営利を主たる目的としている。
- (4) 団体の事務所が印西市域にないとき。
- (5) 団体の事業活動域に印西市の市域が含まれないとき。
- (6) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (7) 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(登録事項の変更)

第4条 名簿に登録した団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、印西市市民公益活動団体登録名簿登録事項変更届出書(別記第2号様式) に関する添付書類を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第5条 登録団体は、登録を取り消しようとするときは、印西市市民公益活動団体登録名簿取消申請書(別記第3号様式) を指定管理者に提出しなければならない。

(登録の継続)

第6条 名簿への登録の有効期間は、原則として、1年間とし、引き続き登録を求める団体は、印西市市民公益活動団体登録更新申請書(別記第4号様式 以下「登録更新申請書」という。)を提出しなければならない。

(登録団体の抹消等)

第7条 指定管理者は、登録団体がこの要綱に違反したときは、登録を抹消し又は是正を求めることができる。

2 指定管理者は、第6条の規定により、登録団体の有効期間が経過した時点で登録更新申請書が提出されない場合、当該団体の登録を抹消することができる。

(申請書等の保管、利用等)

第8条 第3条、第4条及び第6条の申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)及び添付書類は、印西市市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)に備え置くものとする。

2 申請書等及び添付書類については、支援センターにおいて閲覧させることができるものとする。

(閲覧制限)

第9条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当する場合は、申請書等及び添付書類の閲覧を制限することができる。

- (1) 選挙、政治、宗教及び経済活動を目的に利用しようとするとき。
- (2) 申請書等及び添付書類を破損、汚損又は加筆等するおそれがあると認めたとき。
- (3) この要綱の趣旨に反する利用と認めたとき。
- (4) その他申請書等及び添付書類の管理上支障があると認めたとき。

(遵守事項)

第10条 申請書等及び添付書類を閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請書等及び添付書類は丁寧に扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。
- (2) 登録団体の会員等のプライバシーの保護のため、閲覧した申請書等及び添付書類の利用について十分注意すること。
- (3) 利用後の申請書等及び添付書類は、元の場所に返却すること。
- (4) その他係員の指示に従うこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、申請書等及び添付書類の管理上、不相当と認められる行為をしないこと。

(保存期間)

第11条 申請書等及び添付書類の保存期間は、受理した日から3年間とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、名簿等の管理に必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。